

茨城県土木部検査書類限定型工事実施要領

1. 目的

「検査書類限定型工事」は、検査時を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督員と検査員の重複確認廃止の徹底及び受発注者における説明用資料等の書類削減を行うことで検査員による資料検査の効率化を図るものである。

2. 対象工事

対象工事は、起工額1千万円以上の情報共有システム（以下、「ASP」という）を活用した茨城県土木部が発注する建設工事（営繕工事は除く）。

※令和7年4月1日以降実施する検査において適用する（既発注済工事含む）。

※「低入札価格調査対象工事」は対象外とする。

※施工中、監督員から文書等により改善指示が発出された工事は対象外とする。

3. 検査の実施

検査員は、検査時に以下の7書類に限定して資料検査を行う。

- ①施工計画書
- ②施工体制台帳・体系図（下請引取検査書類（提示）含む）
- ③工事打合せ記録簿
- ④出来形管理一覧表、出来形管理図表
- ⑤品質管理一覧表、品質管理図表
- ⑥材料品質証明関係資料（材料使用届等）
- ⑦工事写真

※検査は、ASPを利用して適時電子收受した資料により行う。

但し、受発注者間の協議により、紙による收受とした場合は、この限りではない。

※監督員は「施工プロセスチェックリスト（案）」を検査前に検査員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

4. 周知方法

- ① 今後発注する工事については、特記仕様書に対象工事である旨を記載して公告する。
- ② 既発注済工事については、工事打合せ記録簿により、受注者に指示するものとする。
- ③ 特別な事由のある場合は、検査通知時に、上記7書類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

5. 付則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【特記仕様書 記載例】

(検査書類限定型工事)

第〇条

- 1 本工事は、「茨城県土木部検査書類限定型工事実施要領」(令和7年4月 茨城県土木部)に基づく検査書類限定型工事である。

- 2 検査書類限定型工事は、検査時に下記の7書類に限定して検査を行うものである。
 - ①施工計画書 ②施工体制台帳・体系図(下請引取検査書類(提示)含む)
 - ③工事打合せ記録簿 ④出来形管理一覧表、出来形管理図表
 - ⑤品質管理一覧表、品質管理図表 ⑥材料品質証明関係資料(材料使用届等)
 - ⑦工事写真

- 3 検査は、ASPを利用して適時電子收受した資料により行う。
但し、受発注者間の協議により、紙による收受とした場合は、この限りではない。